

令和3年5月11日

第3回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和3年5月11日提出

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町税条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条－第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条－第79条) 第3節 軽自動車税(第80条－第91条) 第4節 町たばこ税(第92条－第102条) 第5節 鉱産税(第103条－第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条－第151条) 附則 第2章 普通税 第1節 町民税 (個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満のもの及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の 数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に	目次 第1章 総則 第1節 通則(第1条－第6条) 第2節 賦課徴収(第7条－第22条) 第2章 普通税 第1節 町民税(第23条－第53条の12) 第2節 固定資産税(第54条－第79条) 第3節 軽自動車税(第80条－第91条) 第4節 町たばこ税(第92条－第102条) 第5節 鉱産税(第103条－第130条) 第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7) 第3章 目的税 第1節 入湯税(第141条－第151条) 附則 第2章 普通税 第1節 町民税 (個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 の 数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に

168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)</u>により提供することができる。 5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令</u>	168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。)</u>により提供することができる。 5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有する者は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納</u>
---	--

<u>第8条の2の2に規定する要件を満たす</u> 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において、「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略) 2 (略) (退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略) 3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> 4 <u>前項に規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u>	<u>税地の所轄税務署長の承認を受けている場合</u> には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下<u>本条</u>、次条第2項及び第53条の10第1項において、「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略) 2 (略) (退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略) (新設) (新設)
---	--

第3節 軽自動車税 (環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略) 附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	第3節 軽自動車税 (環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略) 附 則 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 2・3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
--	--

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) (削る) <u>3 法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する町の条例で定める割合は2分の1) 5分の3とする。</u> <u>4 法附則第15条第23項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>5 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>6 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>7 法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>8 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>9 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2 (略) <u>3 法附則第15条第8項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>4 法附則第15条第19項に規定する町の条例で定める割合は(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する町の条例で定める割合は2分の1) 5分の3とする。</u> <u>5 法附則第15条第26項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>6 法附則第15条第27項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>7 法附則第15条第27項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>8 法附則第15条第27項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>9 法附則第15条第28項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>10 法附則第15条第28項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</u>
---	---

16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 20 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。 (削る) 23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 25 (略) (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 (略) 2 <u>法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 (略) (平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の5 <u>法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について<u>法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定により読	17 <u>法附則第15条第30項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 18 <u>法附則第15条第30項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 19 <u>法附則第15条第30項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 20 <u>法附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。 22 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。 23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。 24 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。 25 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (新設) 26 (略) (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 (略) 2 <u>法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける土地に係る<u>平成31年度分及び令和2年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 (略) (新設)
---	---

<u>み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号</u>	
--	--

<u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> <u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> <u>4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u> （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 （略） （令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例） 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい</u>	（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条 （略） （令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例） 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、村長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい</u>
---	---

う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税宅地等固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定	う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____ _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税宅地等固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定
---	--

の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から	の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税</u>額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から
---	---

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

(表は省略)

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

(表は省略)

(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は、附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額</u>」とする。 3～5 (略) (軽自動車の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略) 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関	(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は、附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等は除く。)に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格</u>」とあるのは「<u>令第54条の38第1項又は第2項に規定する価格(法附則第11条の5第1項又は第2項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額</u>」とする。 3～5 (略) (軽自動車の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略) 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関
---	---

し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4 （略） （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （表は省略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については_____ _____、当該軽自動車が発行された日から令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表は省略） 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____	し、三輪以上の軽自動車が発行された日から法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4 （略） （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が発行された日から最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （表は省略） 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表は省略） 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号
---	--

____、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。 (表は省略) 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前 項の規定の適用を受けるものを除く。）に対 する第82条の規定の適用については____ ____ ____ ____、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす る。 (表は省略) 5 (略) 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを 除く。）に対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車 が令和3年4月1日から令 和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該軽自動車 が令和4年4月1 日から令和5年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自 動車税の種別割に限り、第2項の表の上欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす る。 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用の ものに限る。）に対する第82条の規定の適用 については、当該ガソリン軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和4年度分	指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。 (表は省略) 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前 項の規定の適用を受けるものを除く。）に対 する第82条の規定の適用については、<u>当該ガ ソリン軽自動車 が平成31年4月1日から令和2 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種 別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす る。</u> (表は省略) 5 (略) (新設) (新設)
--	--

<u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u> （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> 2～4 （略） （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 （略） 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 （略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 （略）	（新設） （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車<u>が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> 2～4 （略） （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 （略） 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 （略） （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第26条 （略）
--	--

2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	(新設)
---	------

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町税条例の一部を改正する条例（令和2年日南町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 <u>法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</u> 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u> 16 (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた	(法人の町民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 <u>法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</u> 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u> 16 (略) (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた

とき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の4第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) （略）

附 則

（納期減の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項_____に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限_____

_____が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準

とき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) （略）

附 則

（納期減の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準

日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間_____の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。	日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日南町税条例第34条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
 - (2) 第1条中日南町税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第1条中日南町税条例附則第10条の2第27項の改正規定(同項を同条第26項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
 - (4) 第1条中日南町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日
- (町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の日南町税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の日南町税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の

3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対し

て課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて（日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和3年5月11日

日南町長 中村 英明

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日南町固定資産評価審査委員会条例（昭和45年日南町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3章 審査の申出 (審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) (削る)	第3章 審査の申出 (審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)
4 (略) 5 (略)	4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> 5 (略) 6 (略)
第4章 審査の手續 (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 _____しなければならない。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)	第4章 審査の手續 (口頭審理) 第8条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 <u>し、提出者がこれに署名、押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 44 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

日南町長 中村 英明

- | | | | |
|-----------|--------------------------------------|-----|----------------|
| 1. 財産の内容 | 債権（奨学貸与金） | 4 件 | 合計 1,244,000 円 |
| 2. 譲渡の相手方 | 日南町神福 679 番地 2
佐武林蔵顕彰会
会長 角田 清 | | |

議案第 45 号

財産の取得について（除雪ドーザ 8 t 級購入）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 11 日提出

日南町長 中村 英明

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 財 産 の 内 容 | 物品（除雪ドーザ 8 t 級 1 台） |
| 2. 相 手 方 | 鳥取県日野郡日南町霞 17-1
有限会社福田建機 日南営業所
所長 角田 清 |
| 3. 契 約 金 額 | 11,605,000 円（消費税及び地方消費税込） |
| 4. 契約締結の方法 | 一般競争入札 |

ZW-6 シリーズ

HITACHI

Reliable solutions

ZW100/120



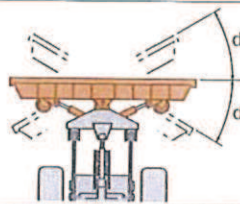
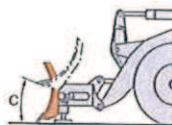
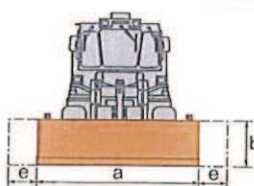
ホイールローダ

- 型式 : ZW100-6 / ZW120-6
- エンジン最大出力 : 74 kW (101 PS)
- 運転質量 : ZW100-6 : 6,940 - 7,830 kg
ZW120-6 : 8,040 - 9,080 kg
- バケット容量 : ZW100-6 : 1.1 - 1.6 m³
ZW120-6 : 1.3 - 1.8 m³



サイドスライド アングリングプラウ付き除雪ドーザ

左右へのスライド（スライド量280 mm～400 mm）が、油圧操作でスピーディに行えます。路肩障害物の回避や路肩除雪、拡幅などの作業に効果的です。



仕様

型式	ZW80S-5B	ZW100-6	ZW120-6	ZW140-6
(国交省指定クラス)	—	(8 t級) ^{*2}	—	(11 t級) ^{*2}
運転質量 ^{*1} kg	5,890	8,610	9,390	11,570
全長（プラウストレート地上時）mm	5,625	6,740	6,795	7,450
全長（プラウ最大アングル時）mm	6,215	7,440	7,535	8,230
全高（黄色回転灯上端まで） ^{*3} mm	3,120	3,380	3,420	3,430
路面除雪幅（最大アングル角時）mm	2,295	2,700	2,860	2,990
除雪高さ mm	350	560	560	560
a: プラウ全幅 mm	2,650	3,120	3,300	3,450
b: プラウ全高 mm	790	1,020	1,020	1,020
c: プラウ後傾角 度	40	11	8	12
d: 最大アングル角 度	30	30	30	30
e: 左右スライド量 mm	280	350	400	400
タイヤ ^{*4}	17.5/65-20-10PR(L2)	16.9-24-10PR(L2)	18.4-24-10PR(L2)	17.5-25-12PR(L3)

型式	ZW150-6	ZW180-6	ZW220-6
(国交省指定クラス)	—	(14 t級) ^{*2}	(18 t級) ^{*2}
運転質量 ^{*1} kg	12,720	15,680	18,470
全長（プラウストレート地上時）mm	7,470	8,160	8,455
全長（プラウ最大アングル時）mm	8,250	8,990	9,280
全高（黄色回転灯上端まで） ^{*3} mm	3,510	3,530	3,575
路面除雪幅（最大アングル角時）mm	2,990	3,200	3,200
除雪高さ mm	560	660	660
a: プラウ全幅 mm	3,450	3,700	3,700
b: プラウ全高 mm	1,020	1,200	1,200
c: プラウ後傾角 度	12	11	10
d: 最大アングル角 度	30	30	30
e: 左右スライド量 mm	400	400	400
タイヤ ^{*4}	20.5-25-12PR(L3)	20.5-25-16PR(L3)	23.5-25-16PR(L3)

(注) 数値は直付け仕様の値を示します。ZW80S-5Bは、カブラ式の値を示します。

*1: ZW80S-5Bは乗員1名、ZW100-6～ZW220-6は乗員2名を含みます。

*2: 国土交通省仕様除雪ドーザ（2人乗りキャブ付き）はZW100-6（8 t級）、ZW140-6（11 t級）、ZW180-6（14 t級）、ZW220-6（18 t級）となります。

*3: 公道走行する車両に黄色回転灯または点光式警告灯を装備する場合、道路維持作業車としての認可・登録が必要です。

*4: スノータイヤはオプションです。

令和3年度日南町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,505,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年5月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		513,097	1,644	514,741
	2 国庫補助金	312,633	1,644	314,277
15 県支出金		944,658	100	944,758
	2 県補助金	748,133	100	748,233
17 寄附金		60,000	12,013	72,013
	1 寄附金	60,000	12,013	72,013
18 繰入金		412,987	886	413,873
	2 基金繰入金	412,987	886	413,873
20 諸収入		255,842	2,500	258,342
	7 雑入	46,514	2,500	49,014
21 町債		702,100	2,600	704,700
	1 町債	702,100	2,600	704,700
歳入合	計	6,485,493	19,743	6,505,236

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,073,983	3,321	1,077,304
	1 総務管理費	973,961	3,321	977,282
3 民生費		1,083,603	1,677	1,085,280
	1 社会福祉費	727,011	1,677	728,688
9 消防費		135,756	2,632	138,388
	1 消防費	135,756	2,632	138,388
10 教育費		396,529	12,113	408,642
	2 小学校費	37,469	50	37,519
	3 中学校費	28,157	50	28,207
	5 社会教育費	130,288	12,013	142,301
歳 出	合 計	6,485,493	19,743	6,505,236

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災・減災事業	13,900	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	16,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和3年度日南町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	513,097	1,644	514,741
15 県支出金	944,658	100	944,758
17 寄附金	60,000	12,013	72,013
18 繰入金	412,987	886	413,873
20 諸収入	255,842	2,500	258,342
21 町債	702,100	2,600	704,700
歳入合計	6,485,493	19,743	6,505,236

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,073,983	3,321	1,077,304			2,500	821
3 民生費	1,083,603	1,677	1,085,280	1,644			33
4 衛生費	1,022,108	0	1,022,108			28,949	△28,949
9 消防費	135,756	2,632	138,388		2,600		32
10 教育費	396,529	12,113	408,642	100		12,013	
歳 出 合 計	6,485,493	19,743	6,505,236	1,744	2,600	43,462	△28,063

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民生費国庫補助金	7,355	1,644	8,999	1 社会福祉費補助金	1,644	低所得の子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業補助金 1,644
計	312,633	1,644	314,277			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

10 教育費県補助金	9,998	100	10,098	1 事務局費補助金	100	鳥取県内修学旅行等支援事業費補助金 100
計	748,133	100	748,233			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

10 教育費寄附金	0	12,013	12,013	5 社会教育費寄附金	12,013	美術振興寄附金 12,013
計	60,000	12,013	72,013			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	186,284	△28,063	158,221	1 財政調整基金繰入金	△28,063	財政調整基金繰入金 △28,063
22 地域医療総合確保基金繰入金	90,000	28,949	118,949	1 地域医療総合確保基金繰入金	28,949	地域医療総合確保基金繰入金 28,949
計	412,987	886	413,873			

(款) 20 諸収入

(項) 7 雑入

5 雑入	46,514	2,500	49,014	90 雑入	2,500	自治総合センター助成金 2,500
計	46,514	2,500	49,014			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務債	13,900	2,600	16,500	1 総務管理債	2,600	緊急防災・減災事業債 2,600
計	702,100	2,600	704,700			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 財産管理費	241,504	44	241,548				44	11 役務費	44	町有財産整備管理事務 44
7 企画費	37,100	2,500	39,600			2,500		18 負担金補助及び交付金	2,500	住民参画まちづくり事業 2,500
10 諸費	301,038	777	301,815				777	11 役務費	175	公共交通確保総合対策事業 777
								17 備品購入費	477	
								26 公課費	125	
計	973,961	3,321	977,282			2,500	821			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	344,398	1,644	346,042	1,644				10 需用費	30	民生一般管理事務（福祉保健課） 1,644
								11 役務費	14	
								19 扶助費	1,600	
3 老人福祉費	339,816	33	339,849				33	27 繰出金	33	介護保険事業 33
計	727,011	1,677	728,688	1,644			33			

(款) 4 衛生費

(項) 4 病院費

1 病院費	426,792	0	426,792			28,949	△28,949			財源組替 病院運営事業（財源振替）
計	426,792	0	426,792			28,949	△28,949			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 消防施設費	96,785	2,632	99,417		2,600		32	17 備品購入費	2,632	消防施設整備管理事業	2,632
計	135,756	2,632	138,388		2,600		32				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興費	6,070	50	6,120	50				18 負担金補助及び交付金	50	学習指導事務
計	37,469	50	37,519	50						

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	9,631	50	9,681	50				18 負担金補助及び交付金	50	学習指導事務
計	28,157	50	28,207	50						

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

5 美術館費	11,977	12,013	23,990			12,013		24 積立金	12,013	美術館管理運営事務
計	130,288	12,013	142,301			12,013				

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,921,838	8,215,569	[2,600] 688,100	599,402	[2,600] 8,304,267
① 土 木	210,263	243,155	38,400	6,937	274,618
② 衛 生	21,792	17,514	0	4,298	13,216
③ 農 林 水 産	2,230	0	0	0	0
④ 公 有 林	4,323	3,269	0	1,072	2,197
⑤ 防 災	301,369	301,817	[2,600] 13,900	4,460	[2,600] 311,257
⑥ 学 校	27,149	20,533	0	6,729	13,804
⑦ 過 疎	5,549,350	5,818,593	323,900	394,300	5,748,193
⑧ 過疎地域自立促進	716,809	756,300	131,900	56,795	831,405
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税收 補填・臨時財政対策債	1,088,553	1,054,388	180,000	124,811	1,109,577
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

2. 災 害 復 旧 債	62,906	50,161	14,000	11,752	52,409
① 土 木	62,906	50,161	14,000	11,752	52,409
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			2,600		2,600
補 正 前 の 額			702,100	611,154	8,356,676
合 計	7,984,744	8,265,730	704,700	611,154	8,359,276

令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ897,764千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月11日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		148,556	33	148,589
	1 一般会計繰入金	148,556	33	148,589
歳 入	合 計	897,731	33	897,764

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		30,151	33	30,184
	3 介護認定審査会費	2,235	33	2,268
歳 出 合 計		897,731	33	897,764

令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰入金	148,556	33	148,589
歳入合計	897,731	33	897,764

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	30,151	33	30,184				33
歳 出 合 計	897,731	33	897,764				33

2 (介護会計)

2 歳 入

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 その他一般会計繰入金	29,708	33	29,741	2 事務費繰入金	33	事務費繰入金 33
計	148,556	33	148,589			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額		
2 認定等調査費	336	33	369				33	12 委託料	33	介護認定等調査事務	33
計	2, 235	33	2, 268				33				

令和3年5月 日南町議会臨時会

補正予算説明附属資料

一	般	会	計		
	総	務	課	・ ・ ・	1
	企	画	課	・ ・ ・	1
	福	祉	保 健 課	・ ・ ・	2
	教	育	課	・ ・ ・	2

令和3年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

09 款 消 防 費

01 項 消 防 費

02 目 消防施設費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1042 消防施設整備管理 事業	補正前の額	96,785	200	5,800	0	90,785	
	補 正 額	2,632	0	2,600	0	32	
	補正後の額	99,417	200	8,400	0	90,817	

○ 事業説明

可搬ポンプの更新計画変更により、購入台数を追加するもの。令和7年度終了予定を令和4年度終了を目指し計画を前倒し、火災における初期消火に備え町民の安心・安全に寄与する。

○ 執行經費

備品購入費	可搬消防ポンプ購入2台（購入台数を2台から4台へ増）	2,632 千円
-------	----------------------------	----------

○財源

緊急防災・減災事業債 2,600 千円

02 款 総 務 費

01 項 総務管理費

07 目 企画費

企 画 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1027 住民参画まちづくり事業	補正前の額	32,498	2,000	5,900	0	24,598	
	補正額	2,500	0	0	2,500	0	
	補正後の額	34,998	2,000	5,900	2,500	24,598	

○ 事業説明

令和3年度コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成）の採択を受け、福栄まちづくり協議会で活動する福栄かしら打ちの備品整備に対し助成する。

○ 執行經費

負担金補助及び交付金	2,500 千円
------------	----------

○財 源

諸収入（一般財団法人 自治総合センター助成金）	2,500 千円
-------------------------	----------

令和3年度一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	18,038	10	0	780	17,248	
	補 正 額	1,644	1,644	0	0	0	
	補正後の額	19,682	1,654	0	780	17,248	
○ 事業説明 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため子育て世帯生活支援特別給付金を支給するにあたり、事業費及び事務費を計上する。 ・コロナウイルスの感染症の経済的影響への更なる支援として、第2子以降も計50,000円を支給する。国の基本給付基準では、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者、公的年金等の受給により児童扶養手当の支給対象外の者、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者としている。 ○ 執行経費 需用費（封筒・紙代） 30 千円 役務費（郵券料） 11 千円 （振込手数料） 3 千円 扶助費（給付金） 1,600 千円 ○ 財 源 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金 1,644 千円 （事業費分 1,600千円） （事務費分 44千円）							

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

教 育 課

05 目 美術館費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1263 美術館管理運営事務	補正前の額	11,977	0	0	815	11,162	
	補 正 額	12,013	0	0	12,013	0	
	補正後の額	23,990	0	0	12,828	11,162	
○ 事業説明 一般財団法人 佐武会からの寄附金を日南町美術振興基金に積み立てる。 ○ 執行経費 積立金 日南町美術振興基金積立金 12,013 千円 ○ 財 源 美術振興寄附金 12,013 千円							